

法人沿革

年 月 日	内 容
昭和26年 3月29日	社会福祉事業法施行
32年 12月 1日	南足柄町社会福祉協議会（任意団体）として発足
57年 5月15日	深瀬源次郎翁（飯沢）のご妻女キク様より社会福祉事業資金として多額の寄附を頂き、この功績を称え関本の長福寺の境内に顕彰碑を建立
58年 2月17日	「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可
同年 4月 1日	「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として業務開始
60年 6月10日	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会の「発展基本計画策定委員会」発足
61年 3月 7日	「発展基本計画（第1次計画）」答申
同年 4月 1日	「発展基本計画（第1次計画）」の前期計画執行開始
同年 4月 1日	各自治会単位で「地域福祉推進協議会組織」が発足した（29自治会内）
平成 2年 6月29日	社会福祉事業法及び関係8法の改正
同年 12月20日	発展基本計画（第1次計画）後期見直しのための「策定委員会」発足
3年 3月30日	発展基本計画（第1次計画）後期計画答申
同年 4月 1日	発展基本計画（第1次計画）後期計画執行開始
同年 8月01日	ハンディキャブ事業を開始（1台体制）
5年 3月31日	在宅福祉活動検討委員会答申
同年 4月 1日	ボランティアセンター開設
同年 4月 1日	ホームヘルパー派遣受託事業開始
同年 5月 1日	ハンディキャブ事業2台体制開始
同年 5月 1日	厚生省より「国民の社会福祉に関する活動への参加促進を図るための措置に関する基本的な指針」告示
6年 5月 9日	「地域福祉活動計画策定委員会」発足
8年 3月28日	地域福祉活動計画答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画（第2次計画）施行開始 「本市における地域福祉元年として小地域の福祉活動を重点的に推進」
同年 4月 1日	ハンディキャブ事業3台体制開始
9年 6月 1日	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会顧問の配置
10年 4月11日	市内34自治会に小地域福祉活動組織「地域福祉会」が発足
同年 4月22日	市内4地区（北足柄、南足柄、福沢、岡本）の福祉協議会発足
同年 5月15日	財政検討委員会発足
11年 2月26日	財政検討委員会答申
同年 3月31日	地域福祉活動計画 後期実施計画 策定委員会発足
12年 4月 1日	介護保険制度開始
同年 4月 1日	訪問介護サービス事業所 開設
同年 4月 1日	南足柄市高齢者保健福祉計画 開始
同年 6月 7日	社会福祉事業法改正により「社会福祉法」 施行
同年 9月 1日	生きがいデイサービス事業受託
13年 3月23日	地域福祉活動計画 後期実施計画 答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画 後期実施計画 執行開始
同年 4月 1日	ハンディキャブ事業の一部委託 実施
14年 3月 5日	地域福祉活動計画 推進委員会 発足
同年 4月 1日	居宅介護支援事業 開始
同年 10月22日	地域福祉活動計画 推進委員会 答申
15年 4月 1日	支援費制度 開始
同年 5月25日	役員・評議員定数改定による新体制発足
16年 7月27日	「地域福祉活動計画（第3次）」策定委員会発足
17年 6月20日	財政検討委員会発足（自主財源確保の方策諮問）
18年 3月27日	財政検討委員会答申
同年 3月28日	「地域福祉活動計画（第3次）」答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画（第3次計画）施行開始
同年 4月 1日	介護保険法一部改正施行、障害者自立支援法施行
19年 3月 6日	地域福祉活動計画第三者評価委員会発足
20年 4月 1日	訪問介護サービス事業、居宅介護支援サービス事業の更新
21年 4月 1日	介護保険法等介護報酬一部改正
25年 6月 1日	南足柄あんしんセンター 開設
27年 4月 1日	岡本支所開設・市より南足柄市岡本地区地域包括支援センター受託
28年 3月 4日	地域福祉活動計画（第4次） 答申
28年 4月 1日	地域福祉活動計画（第4次） 施行開始
29年 2月 3日	地域福祉活動計画推進評価委員会発足
31年 4月 1日	市より生活支援コーディネーター（第2層）受託

令和 元年 10月 1日	ワークピアさつき（就労継続支援B型事業）、自立支援センタースマイル（指定特定相談支援事業・指定障害児者相談支援事業）を（社福）南足柄さつき会より事業譲渡
3年 2月 25日	地域福祉活動計画（第5次） 答申
3年 4月 1日	地域福祉活動計画（第5次） 施行開始
4年 4月 1日	市よりあしがら成年後見センター受託
4年 7月 1日	あしがら成年後見センター開所